

2022-1 税務・労務・法務情報

経済特区企業に係るVAT取扱新規則(RR2021-21)公布

CREATE法施行による経済特区登録企業に対するVAT課税問題で昨年は大混乱しました。その元凶となったのは、RR2021-09の誤った解釈（VAT0%撤廃）にあったのですが、その修正規則RR2021-21が昨年末に公布され施行されています。その内容と今後の対応について解説します。

(RR2021-21：経済特区企業のVAT0%取扱修正規則)

ようやく一部の混乱が解消されました。とは言っても具体的な手続き規定はこれからということになりますので、現場の混乱はしばらく続きそうです。

RR2021-21の規定（概要）

第1条 適用範囲

- ・VAT0%優遇措置の適用は**登録後最長17年間に限定される**ことが規定されました。
- ・「登録事業に直接的排他的に使用されるもの」の範囲が拡大され、「梱包材料」「インフラ」「メンテ」「修理」等が追記されました。
- ・但し、**国内調達**については、**BIRが要求する書面**に加えてIPA(Investment Promotion Agencies)からの**承認書(Endorsement)がVAT0%の条件**としています。

第2条 VAT0%対象取引

*旧条文中には経済特区登録企業にVAT0%ステータス特典を付与するとの「(C)項」があったのですが、今回の新规定により削除されています。

これにより、**経済特区登録企業そのものに与えられていた従来のVAT0%ステータス特典が廃止された**ことが明確になりました。

*CREATE法に定める「輸出事業者」としての登録事業者への物品の販売又は役務の提供をVAT0%取引とすること。最長17年間適用とされました。

*「登録事業に直接的排他的に使用されるもの」に限定されます。

*既存の登録輸出事業者に対しては、「経過措置期間」(**CREATE法発効後10年間**)満了まで同優遇措置を継続する。

第7条 発効日

- ・主要紙に掲載日（2021年12月10日）に発効し
- ・**2021年第三四半期以降発生する取引に適用される。**

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)